

条

例

## 議案第4号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(無給休暇) 第17条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者が介護を必要とする期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>	<p>(無給休暇) 第17条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする<u>一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間</u>（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>
<p>(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
改 正 後	改 正 前

<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者が介護を必要とする期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする<u>一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間</u>（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間</p> <p>3～6 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

## 議案第5号

# 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員にに応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員にに応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別</p>

表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、令和12年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

6・7 略  
(経過措置)  
8・9 略

表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

6・7 略  
(経過措置)  
8・9 略

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
(認定こども園の職員配置に係る特例)	(認定こども園の職員配置に係る特例)

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和12年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和12年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子ど

第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。

2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子ど



もの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和12年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和12年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

#### 4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に比べて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和12年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者を

もの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、令和7年3月31日までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

#### 4 略

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に比べて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和7年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者を

もって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

もって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第6号

### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(災害応急手当)</p> <p>第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは<u>保守又は鑑識作業</u>に従事したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号の作業</p> <p>ア <u>大規模な災害として人事委員会が定める災害に係るもの</u>  <u>1,080円</u></p> <p>イ <u>ア以外のもの</u> <u>840円</u></p> <p>3 略</p>	<p>(災害応急手当)</p> <p>第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは<u>保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認めるもの</u>に従事したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号の作業 <u>840円</u></p> <p>3 略</p>
--	--

<p>(併給禁止)</p> <p>第26条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いものいずれかとする。）のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 災害応急手当（第18条第1項第2号に該当することにより支給されるものを<u>除く</u>。）</p> <p>(10)～(12) 略</p>	<p>(併給禁止)</p> <p>第26条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いものいずれかとする。）のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 災害応急手当（第18条第1項第1号に該当することにより支給されるものに<u>限る</u>。）</p> <p>(10)～(12) 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日等)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年1月</p>	
<p>1日から適用する。</p>	
<p>(手当の内払)</p>	

- 2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

## 議案第7号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第5条関係）

- 1・2 略  
3 生殖補助医療料

区分		金額
略		
子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査を除く。）	略	
エンドメトリオ検査		1 回につき 133,000円
子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査に限る。）		1 回につき 42,000円
略		

4～11 略

備考 1 略

- 2 この表において「エンドメトリオ検査」とは、子宮内膜受容能検査及び子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査を除く。）を同時に行う検査をいう。
- 3 エンドメトリオ検査を受けた後に子宮内膜受容能検査又は子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査を除く。）

別表第1（第5条関係）

- 1・2 略  
3 生殖補助医療料

区分		金額
略		
子宮内細菌叢検査	略	
エンドメトリオ検査		1 回につき 133,000円
略		

4～11 略

備考 1 略

- 2 この表において「エンドメトリオ検査」とは、子宮内膜受容能検査及び子宮内細菌叢検査を同時に行う検査をいう。
- 3 エンドメトリオ検査を受けた後に子宮内膜受容能検査又は子宮内細菌叢検査を受ける場合においては、そ



く。)を受ける場合にあつては、それぞれの検査の受  
検回数、エンドメトリオ検査を受けた回数を加えた  
回数とする。

4・5 略

それぞれの検査の受検回数は、エンドメトリオ検査を受  
けた回数を加えた回数とする。

4・5 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他



## 議案第 8 号

### 財産を無償で譲渡すること（八頭高等学校敷地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 2 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	八頭郡八頭町久能寺字鐘突堂 7 0 6 番 3 ほか 1 筆	4 7 4 平方メートル

#### 2 相手方

八 頭 町

#### 3 理 由

学校進入路として利用されていた学校敷地の一部について、現在は地域住民の生活道路として利用されていることから、八頭町が地域の実情に応じた管理を行うため、同町に無償で譲渡しようとするものである。

## 議案第 9 号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する給与の支払の遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 12 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 損害賠償の相手方

大阪府和泉市

個人

#### 2 損害賠償の要旨

県は、損害賠償金 33,842 円を支払うものとする。

#### 3 事件の概要

令和 3 年 8 月 4 日付けで県教育委員会が損害賠償の相手方に対して行った停職 1 月の懲戒処分を取り消す判決が令和 6 年 3 月 8 日付けで言い渡され、その後確定したことに伴い、本来の支払日に給与等が支払われず、令和 6 年 4 月 30 日付けで支払を完了したことにより生じた損害について、民法の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。

## 議案第10号

### 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥

### 取県立美術館）についての議決の一部変更について

次のおり事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決（令和2年3月24日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年6月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
1 事業契約の締結 (4) 契 約 金 額	15,287,175,640円		1 事業契約の締結 (4) 契 約 金 額	15,493,669,864円	

## 議案第 1 1 号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 2 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## (1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前



別表第4（第10条関係）

項目	基準								
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上とし、2人を下回らないこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	区分	人数	略		満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>15人</u> につき1人	満4歳以上の幼児	おおむね <u>25人</u> につき1人
区分	人数								
略									
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>15人</u> につき1人								
満4歳以上の幼児	おおむね <u>25人</u> につき1人								
略									

別表第4（第10条関係）

項目	基準								
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数を合計した数以上とし、2人を下回らないこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	区分	人数	略		満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>20人</u> につき1人	満4歳以上の幼児	おおむね <u>30人</u> につき1人
区分	人数								
略									
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね <u>20人</u> につき1人								
満4歳以上の幼児	おおむね <u>30人</u> につき1人								
略									

（鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第1 (第3条関係)

項目	要件						
略							
職員配置	<p>1・2 略</p> <p>3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人	略	
満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人						
満3歳の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人						
略							
略	4～7 略						

別表第2 (第4条関係)

項目	基準

改 正 前

別表第1 (第3条関係)

項目	要件						
略							
職員配置	<p>1・2 略</p> <p>3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人	略	
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人						
満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人						
略							
略	4～7 略						

別表第2 (第4条関係)

項目	基準

<p>略</p> <p>職員配置</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。</p> <table border="1" data-bbox="606 1153 869 1747"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>4・5 略</p>	満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人	略	
満4歳以上の子ども	おおむね <u>25人</u> につき1人						
満3歳の子ども	おおむね <u>15人</u> につき1人						
略							
<p>略</p>	<p>略</p>						

  

<p>略</p> <p>職員配置</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。</p> <table border="1" data-bbox="606 324 869 918"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>4・5 略</p>	満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人	満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人	略	
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30人</u> につき1人						
満3歳の子ども	おおむね <u>20人</u> につき1人						
略							
<p>略</p>	<p>略</p>						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保育所又は認定こども園における保育士及び園児の教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定こども園については、当分の間、この条例による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は適用しないことができる。この場合において、この条例による改正前の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は、なおその効力を有するものとする。



この冊子は115部作成し、1部当たりの印刷単価は980円です。